

特定行為に係る看護師の研修制度に携わる診療看護師 (NP) の意識調査

Awareness of nurse practitioners involved in specific nurse training

酒井博崇¹⁾・眞子美紀²⁾・永谷ますみ²⁾・谷田真一²⁾・塩沢劍²⁾
廣末美幸²⁾・竹松百合子²⁾・三山有正²⁾・渡邊孝³⁾・守瀬善一⁴⁾

1) 藤田医科大学保健衛生学部, 2) 藤田医科大学病院中央診療部FNP室
3) 藤田医科大学医学部心臓血管外科, 4) 藤田医科大学医学部一般外科 (FNP室長)

要旨

藤田医科大学では、2012年より大学院で診療看護師 (NP) 養成を開始し、現在16名の修了生がFujita Nurse Practitioner (FNP) として大学病院で勤務している。2019年度より大学病院で大学院とは別の特定行為研修の開講が計画されており、FNPも教育に携わる事が病院より依頼されている。NP大学院教育を行っている同一施設で特定行為研修を修了した看護師 (以下、特定看護師) 養成の教育を行うのは全国的に前例がない。筆者はNP養成大学院の担当教員をしている。教員の立場から、FNPに対して無記名で意識調査を実施し、特定看護師養成の教育に携わるFNPの考えと、関わり方を検討した。意識調査の結果、研修を担当することについて「協力できない」が2名、「負担がない程度で一部協力が可能である」が14名であった。FNPは診療とFNPの屋根瓦教育に力を入れたいと考えている。研修修了者として、特定看護師養成の教育に携わる事の必要性を感じているが、業務に加わる負担は大きく、現状では同一施設での開設に困難を感じている。特定看護師の養成推進の流れは強く、これに追従せざるを得ない病院の方針に反対できないと感じている事が分かった。また医学に関する教育は医師が講義担当をする事が望ましく、特定行為実践に関してはNPも熟知しており、教育に携わる事が可能である。

Key Words : 診療看護師 (NP), 特定看護師, 特定行為研修, 意識調査

緒言

看護師の役割拡大、効率的かつ質の高い医療体制の構築を目指し、2010年に厚生労働省チーム医療推進に関する検討会の設置、その検討を踏まえて2014年に保健師助産師看護師法が改正され、2015年10月から「特定行為に係る看護師の研修制度」が創設・開始された。

特定行為とは、看護師が手順書に従い実施する行為 (21区分38行為) であり、実践的な理解力、思考力、判断力並びに高度かつ専門的な知識及び技能が必要とされる。日本NP教育大学院協議会は、診療看護師 (Nurse Practitioner, 以下NP) について、「本協議会が認めるNP教育課程を修了し、本協議会が実施するNP資格認

定試験に合格した者で、保健師助産師看護師法が定める特定行為を実施することができる看護師」と定義しており、2018年3月現在359名のNPが活動している¹⁾。

藤田医科大学大学院では2012年より、急性期・周期NPの養成が開始された。現在までに33名の修了生が輩出され、16名が藤田医科大学病院で藤田診療看護師 (Fujita Nurse Practitioner, 以下FNP) として勤務している。2019年度より藤田医科大学病院で大学院とは別の特定行為研修の開講が計画されている。特定行為研修を修了した看護師 (以下、特定看護師) の研修は、e-ラーニングによる講義と、集合研修 (月2~4回、登校して共通科目の演習を行う。本学では大学講義室で行う)、技術演習、OSCE (Objective Structured

Clinical Examination), 実習により構成される。FNPには集合研修の担当を依頼されている。

特定行為指定研修機関とは、特定行為区分に係る特定行為研修を行う学校・病院等で、厚生労働大臣が指定するもので、2018年8月現在で87機関が指定されている²⁾。大学院でNP養成を行っている同一組織で、特定看護師養成を行っている組織はなく、当大学が初めてである。NPの大学院教育を行なっている同一組織で、NPの特定看護師養成教育への関わり方について検討する。

方法

1) 対象

藤田医科大学病院中央診療部FNP室に所属するFNP 16名を対象として意識調査を行った。

FNP16名のNPとしての経験年数は5年目2名、4年目2名、3年目2名、1年目10名で、うち男性が9名である。NP経験年数2年以上のFNPが固定している診療科は、救急総合内科2名、心臓血管外科2名、消化器外科1名、麻酔科1名であった。1年目10名は診療科ローテーション研修中である。

2) 調査方法

「大学病院での特定行為研修（特定看護師養成）についての意識調査」を、2018年8月12日～8月15日に行った。調査用紙は、FNP室内にある各自のメールボックスに配布し、回収用の専用メールボックスに無記名で投函してもらった。

3) 調査項目

大学病院での特定行為研修（特定看護師養成）についての意識調査

- (1) 研修をFNPが担当することについて、「協力できない」、「負担がない程度で一部協力が可能である」、「積極的に協力したい」の3択で回答
- (2) (1)で選択した項目の理由・意見について、記述式に回答
- (3) 研修に協力可能な部分について、記述式に回答
- (4) 1年目のFNPが集合研修を担当する事について、「賛成」、「反対」の2択で回答
- (5) 大学病院での特定看護師養成が次年度のFNPの

進退に与える影響について、「離職の一因となる」、「関連性はない」の2択で回答

4) 分析方法

調査項目については単純集計を行った。記述式項目については、記述内容を箇条書きにまとめ、一覧表を作成した。

5) 倫理的配慮

本研究は、藤田医科大学の医学研究倫理審査委員会にて審査され、学長の承認を受けて実施した（HM18-301）。収集するデータは対象が特定出来ないよう匿名化された。研究に関する情報公開文書をFNP室内の掲示板に提示した。

結果

研究にはFNP室に所属するFNP16名全員から承諾が得られた。

研修をFNPが担当することについて、「協力できない」が2名、「負担がない程度で一部協力が可能である」が14名、「積極的に協力したい」と回答した者はいなかった。

選択した項目の理由・意見については「協力できないと回答した理由」、「一部協力が可能と回答した理由」、「大学病院で特定行為指定研修機関を開講に関する意見」が上がった（表1）。

研修に協力が可能な部分については、「特定行為実践」が15名、「客観的臨床能力試験（Objective Structured Clinical Examination, OSCE）の支援」が5名、「特定行為演習の支援」が3名、「フィジカルアセスメント」が1名であった。

初年のFNPが集合研修を担当することについて、賛成が8名、反対が8名であった。

大学病院での特定看護師養成が次年度の進退に与える影響について、「離職の一因となる」と2名が回答した。

考察

2015年10月から開始された「特定行為に係る看護師の研修制度」の指定研修機関は2018年8月現在全国

表1 大学病院で特定行為指定研修機関を開講に関する意見

協力できないと回答した理由
<ul style="list-style-type: none"> ・現在の業務が多忙であり、協力する事の負担は大きい ・FNPの後輩教育に時間を使いたい ・自己学習、自己研鑽に時間を使いたい
一部協力が可能と回答した理由
<ul style="list-style-type: none"> ・特定行為に関しては医師と同等程度の知識と技術がある ・特定行為研修の修了者として教育は可能である
大学病院で特定行為指定研修機関の開講に関する意見
<ul style="list-style-type: none"> ・病院の方針であるため協力を断れない ・厚生労働省も推進しており、社会的状況を考え、反対しても止められない ・医学（薬理学）の講義担当は、医師（薬剤師）からが望ましい ・特定行為は医師の指示で行うため、臨床実習での指導は責任を負えない

で87機関、うち大学院は9校である²⁾。修了した全看護師数は2018年3月現在1,006名で³⁾、大学院修了のNPは359名である。大学院以外の指定研修はe-ラーニングでの単位取得が可能で、月に2~4回の集合教育を受講する。すべての特定行為区分に共通して必要とされる共通科目では315時間、区分別科目は21区分の内1区分から取得が可能で、必要学習時間は15~72時間である⁴⁾。研修期間も様々で、最短は6ヶ月で履修が可能である⁵⁾。藤田医科大学大学院では2年間で55単位1,420時間を修得単位としており、そのほとんどを医師から直接講義を受け、特定行為以外の心エコー、縫合などの医療実践に必要な事も学んでいる。特定行為は21区分38行為全ての修得が可能である。

NPと特定看護師では、養成に要する時間、修得する知識・技術の量とともに難易度にも差がある。教育が簡便で看護師にも負担が少ないことから、大学院以外の指定研修機関数、特定看護師数が今後多くなることが予想される。また、厚生労働省は2025年までに研修を修了した看護師を2桁万人養成する目標を掲げている⁶⁾。さらに日本看護協会では特定行為研修を包含した新制度の認定看護師を2020年から養成する予定である⁷⁾。特定看護師教育が推進される中でNPとして、特定看護師養成の教育に携わる事は必要と考えているが、業務に加わる負担は大きく、現状では同一施設での開設に困難を感じている。しかし特定看護師養成を推進する流れが強くと、追従する病院の方針に反対はできないとFNPは考えている。

FNPは中央診療部FNP室に所属し、業務は固定した各診療科で行なうことを基本としている。一例として、当院心臓血管外科では入院管理をFNPが担うなど^{8, 9)}、外科系では周術期の患者管理や手術助手を行い、救急では救急搬送患者の診察を行い、麻酔科では大手術の麻酔サポートやICU管理を行うなど、各診療科で医師の指示・指導の下FNPの業務を行なっている。厚生労働省では「医師の働き方改革に関する検討会」が行われ、医師業務のタスクシフティングが検討される中、NPは医師を支援し、負担軽減に繋がっている^{10, 11)}。FNPは診療科を固定し、医師と協働する事で信頼を得て業務の一部を任されている。FNPは今後さらなるNPの役割拡大を目標にしたいと考えている。また後輩FNPの育成にも力を入れ、当院ではFNPが学生の実習指導をするなど屋根瓦式教育が行われている。NPによる教育は、医師、看護師、NPの複合的視点から行う事ができ、将来的にはNP教育をNPが行うことも考えられる。しかしNP教育の講義担当は医師であることがのぞましい。「医行為」は本来医師にしか許されない行為であり、その一部を分担するにはその教育が極めて重要で、必然的に医師による教育が必要となる¹²⁾。特定看護師養成も医学の講義担当は医師が望ましいと考える。手順書の作成方法などの特定行為実践の科目に関しては、NPも熟知している事から講義担当が可能と考える。

結論

FNPは診療とFNPの後輩教育に力を入れたいと考えている。その業務に支障を来さない範囲であれば、特定看護師の教育も可能と考えている。医学に関する教育は医師が講義担当をする事が望ましく、特定行為実践に関してはNPも熟知しており、教育に携わる事が可能である。

利益相反

本研究に関連して利益相反は存在しない。本研究は、藤田医科大学の利益相反委員会で審査され、学長の承認を受けて実施した（CI18-362）。

引用文献

- 1) 日本NP教育大学院協議会 <https://www.jonpf.jp/about/index.html> (2019年1月10日)
- 2) 厚生労働省 特定行為に係る看護師の研修制度指定研修機関等について <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000087753.html> (2019年1月10日)
- 3) 厚生労働省 特定行為に係る看護師の研修制度研修を修了した看護師について <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000194945.html> (2019年1月10日)
- 4) 厚生労働省 特定行為研修とは <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000077114.html> (2019年1月10日)
- 5) 日本看護協会 看護師の特定行為研修制度ポータルサイト <https://www.nurse.or.jp/nursing/education/tokuteikenshu/portal/> (2019年1月29日)
- 6) 厚生労働省 特定行為に係る看護師の研修制度リーフレット <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000089838.html> (2019年1月10日)
- 7) 日本看護協会 http://www.nurse.or.jp/nursing/cn/kiban/index.html?utm_source=what%27s_new&utm_campaign=20181126#change (2019年1月22日)
- 8) 酒井博崇, 谷田真一, 永谷ますみ, 他: 診療看護師が関わる心臓血管外科の術前管理. 日本NP学会誌, 1 (1), 26-30, 2017.
- 9) 永谷ますみ, 谷田真一, 眞子美紀, 他: 心臓血管外科におけるチーム医療の実践 Nurse Practitionerの取り組み. 日本循環器学会学術集会抄録集, 82回: CO2-4, 2018.
- 10) 山下愛, 伏見聖子, 高松淳平: 多職種で取り組む最前線の集中治療 診療看護師とこれからの集中治療. 救急医学, 43 (2), 193-200, 2019.
- 11) 酒井博崇, 神宮司成弘, 植西憲達, 他: ER-ICUにおけるPICCの適応と安全性の検討. 日本集中治療医学会雑誌, 17 (2), 90-3, 2018.
- 12) 渡邊孝, 安藤太三, 高木靖, 他: 「特定看護師 (仮称)」 (周術期・急性期) 制度の導入に関する当院外科系医師を対象とした意識調査結果: 日外会誌 111 (6), 392-398, 2010.

Abstract

Fujita Health University began nurse practitioner (NP) training at their graduate school in 2012, and currently, 16 graduates are working at university hospitals as Fujita Nurse Practitioners (FNPs). Starting from the 2019 academic year, it is planned to initiate a special training for nurses at university hospitals who are not graduates of the Fujita graduate school program (specific nurses). Hospitals have requested that FNPs also participate in the training. In Japan, there is no precedent of implementing specific nurse training at facilities that already offer NP graduate school education. An anonymous awareness survey was administered to FNPs to examine the opinions of FNPs involved in specific nurse training and their method of engaging in education. With regard to taking responsibility for training, two individuals responded that they “could not cooperate” and 14 stated that they “can cooperate in part, so long as there is no burden.” FNPs aim to focus their attention on layering medical treatment and FNP education. Although participants reported the need to be involved in specific nurse training, their participation led to a heavy burden related to their nursing duties. Therefore, they considered it difficult to establish such a system in the same facility. Further, participants reported that specific nurse training was being promoted strongly, and that it was not possible to oppose the hospital’s policies. They recommended that physicians are made responsible for lectures on medical education, and that knowledgeable NPs conduct lectures on special conduct practices.

Key Words : Nurse Practitioner, specific nurses, specific conduct training